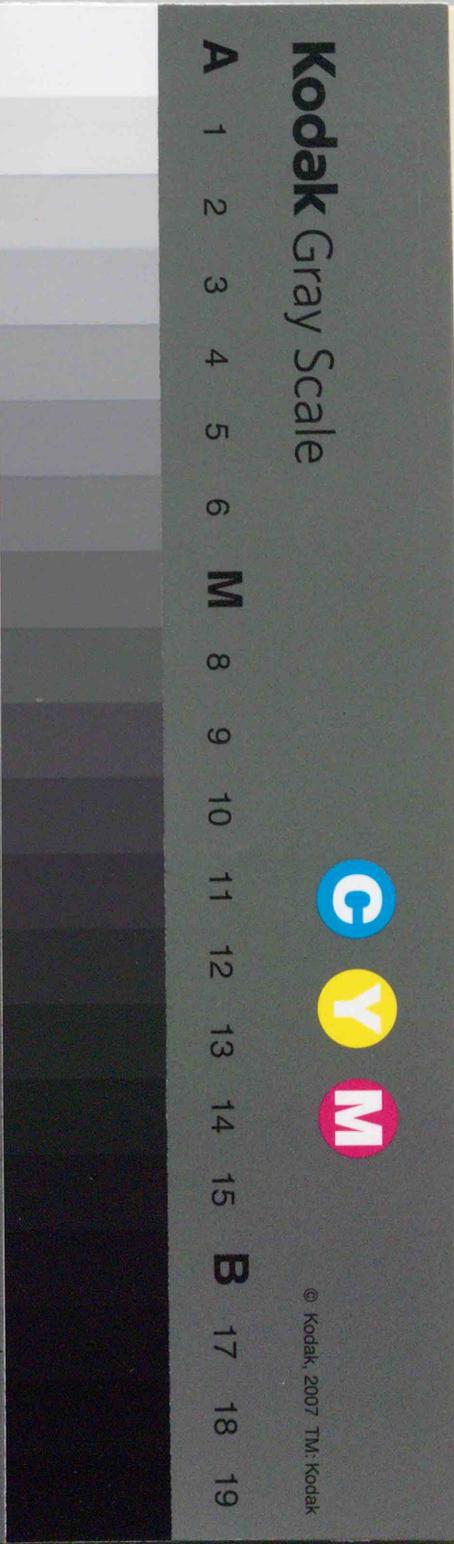
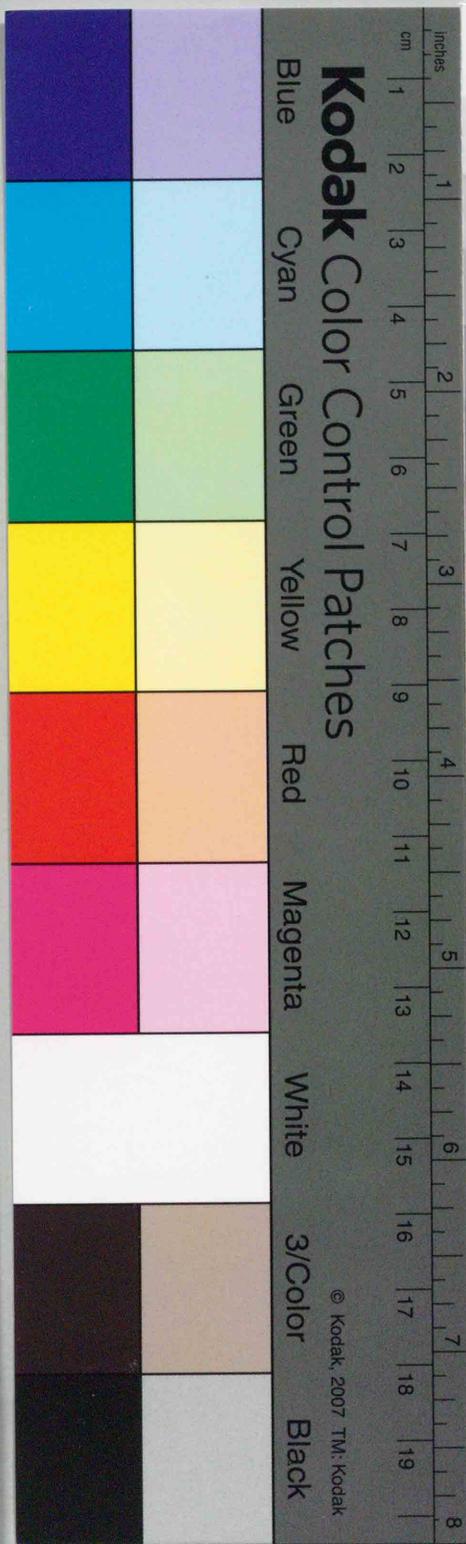
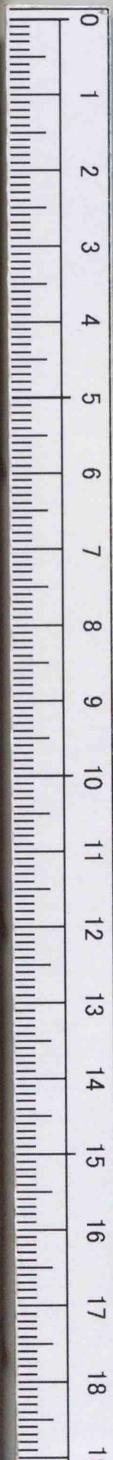
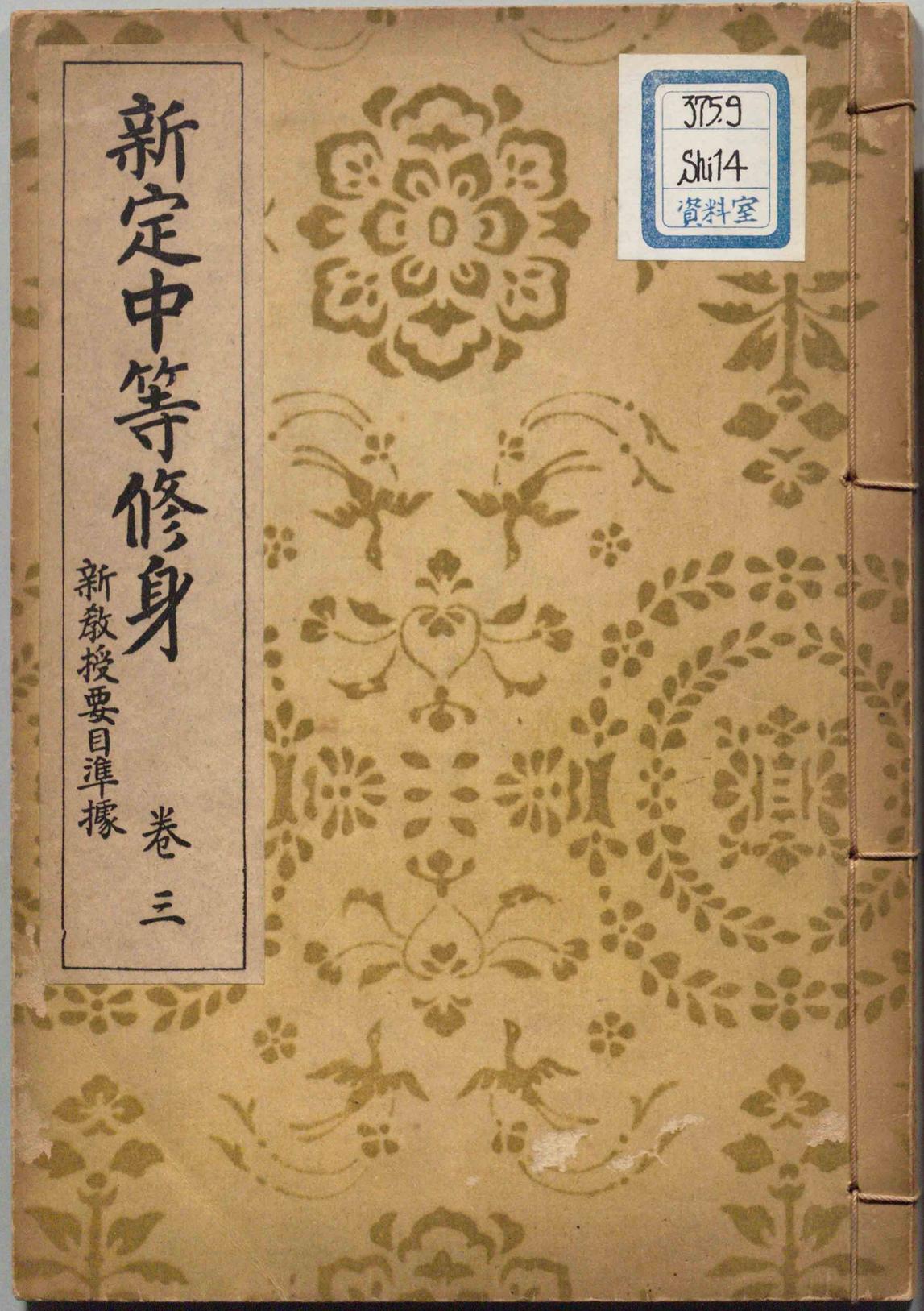


新定中等修身  
 新教授要目準據  
 卷三

375.9  
 Sh14  
 資料室



40605  
 教科書文庫  
 4  
 110  
 41-1938  
~~20006~~  
 39195  
 200030  
 27/6



3709  
Shi 14

資料室

日八月三年三十和昭  
濟定檢省部文  
用科身修校學中

東京文理科大學  
教授文學博士 篠原助市  
東京文理科大學  
教授文學博士 榑崎淺太郎  
共著

新定中等修身 卷三

新教授要目準據

東京大阪三省堂



天壤無窮の神勅

豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾  
が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾  
皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えま  
さむこと、當に天壤と窮りなかるべし。

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツル  
コト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ  
テ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育  
ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦  
相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修  
メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣  
メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ  
義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ  
ハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺  
風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ  
遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ  
悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其徳ヲ一ニセンコ  
トヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟  
シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇  
シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス顧ミルニ日  
進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國  
運ノ發展ニ須ツ戰後日尚淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下  
心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚  
俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ  
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡ト  
ハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ  
國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠

良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ  
威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體  
セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣 侯爵桂 太郎

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養  
シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ  
先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖  
皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ  
詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レ  
タマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル  
所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ  
以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ  
紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ  
輒近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク

萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ  
或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚ク大ニ  
シテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヤ是  
レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ  
先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ擧クルニ在ルノミ宜ク  
教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗  
ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯  
メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守  
リテ秩序ヲ保テ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚  
ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ  
治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテカヲ公益世務ニ竭

シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ  
朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘  
セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御重  
攝政名

大正十二年十一月十日

內閣總理大臣伯爵 山本權兵衛  
以下各大臣副署

昭和元年十二月二十八日

踐祚後朝見ノ御儀ニ於テ賜ハリタル勅語

朕皇祖祖宗ノ威靈ニ賴リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統  
治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先  
德ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラントヲ庶幾フ  
惟フニ皇祖考獻聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ  
敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國  
體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ迺チ志ヲ繼明ニ尚  
ク不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ  
攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ  
曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ

痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢兢業トシテ負  
荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル  
輒近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナル  
アリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家  
ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ  
培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコト  
ヲ懋ムヘシ

今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺  
ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ  
而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其  
ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘ

キ所ナリ

夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尚ヒ模倣ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以  
テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シ  
ク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ  
誼ヲ敦クセンコト是レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯  
ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述  
スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕カ意ヲ體シ  
皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ朕カ事  
ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

國際聯盟脫退ニ關スル詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ  
皇考之ヲ懌ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承  
シテ苟モ懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ  
今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナ  
ル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツ  
ノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳ス  
ルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脱ス  
ルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ  
然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是  
ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯  
盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏

シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤  
クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリ  
方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇  
ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文  
武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所  
正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進  
ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコ  
トヲ期セヨ

御名 御璽

昭和八年三月二十七日

內閣總理大臣子爵

齋藤 實

以下各大臣副署

青少年學徒ニ賜ハリタル勅語 (昭和十四年五月二十二日下賜)

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維  
持セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ  
其ノ任實ニ繫リテ汝等青少年學徒ノ双肩ニ在リ汝等其  
レ氣節ヲ尚ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事  
勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長シ執ル所中ヲ  
失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ  
武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全  
クセムコトヲ期セヨ

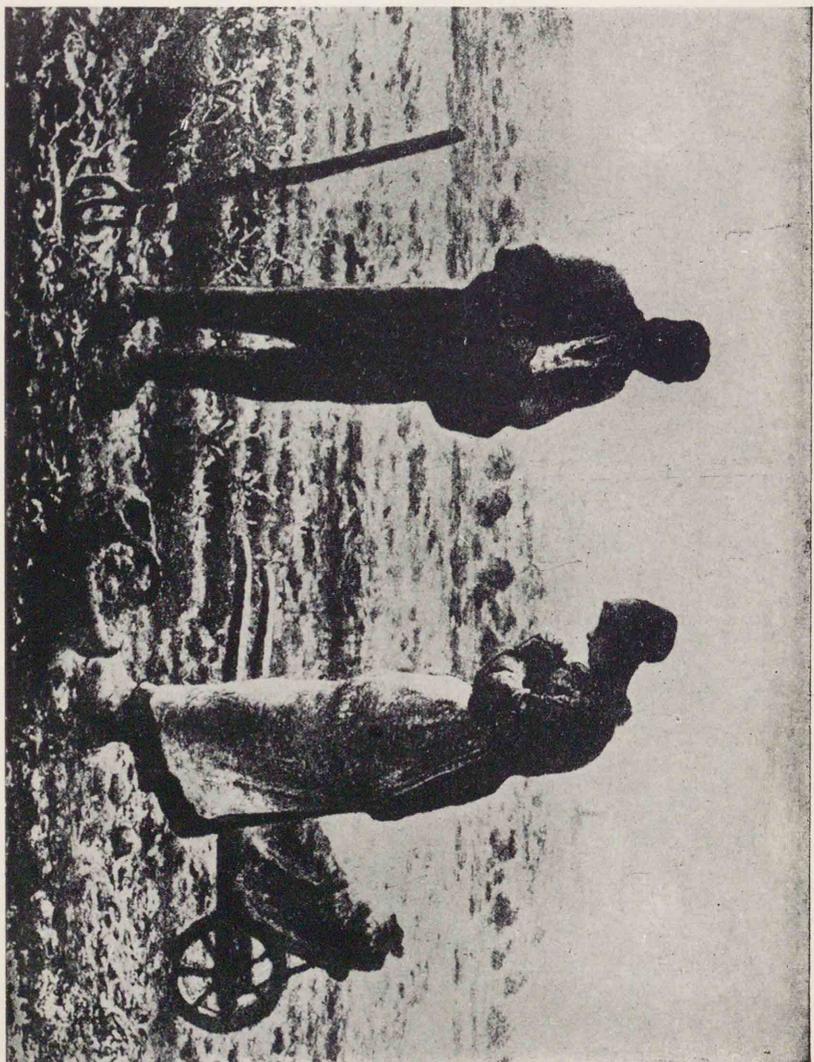
目次

第一課	我が國土
第二課	我が郷土
第三課	社會と團體
第四課	協同
第五課	和
第六課	教養
第七課	秩序
第八課	正義
第九課	責任
第十課	職業

第二課	勤勞
第三課	作業と能率
第三課	創造
第四課	報恩と奉仕
第五課	公益世務
第六課	海外發展
第七課	交國
第六課	人類の福祉と國際協力
第五課	國民精神作興に關する詔書(一)
第三課	國民精神作興に關する詔書(二)

— 目次終 —

四 四 五 六 三 六 七 八 全



(照參課四十第) 鐘 晚 筆 一 〇 〇



新定中等修身 卷三

第一課 我が國土

一 我が國土

富士！富士！とは、長く異國に旅した者が故國の姿に接した時、船舷をたゞいて發する第一聲である。これこそ我等が祖國日本の象徴である。そこには、櫻咲き菊薫る國が横たはつてゐる。大和言葉語る我等の同胞が、悠久三千年の光輝ある歴史と文化とを負うて、一家のやうな生活をしてゐるのである。我が國土ほど我が心を強く惹きつけるものはない。この國土は、日本人にとつてはまことに生活の樂土である。皇室を中心とし、忠孝一致の精神的紐帶によつて、一體に團結した大和魂の住家である。

二 我が國土と大和心

二川相近は

花より明くるみ吉野の 春の曙見わたせば

もろこし人も高麗人も

大和心になりぬべし

といつてゐる。我が美しき風土が、大

富和心を育み養つてゐることを示した

士ものである。本居宣長の

山 敷島の大和心を人間はば

朝日に匂ふ山櫻花

と歌ひ、又

たぐひなき櫻の花を見ても知れ

我が大君の國の心を

と詠じてゐるのを見ても、我が國土や草木と、我が日本精神とが如



三 國土と國民生活

何に深い關係にあるかが知られよう。古來我が國民は、この美しき天地と同胞の如くに親しみ、また、この光輝に充つる國土と一體となつて、明き淨き直き誠の心を養つて來たのである。

遠き神代の語り傳へによれば、我が國土は伊弉諾尊、伊弉冉尊二尊の生み給うたものである。まことに國土は、我等と同胞の關係にある。我等が國土草木を愛するは、かゝる同胞的な親和の念からである。

持統天皇の吉野宮に行幸遊ばされた時、柿本朝臣人麿が、芳野川や青垣山の自然の神々が、天皇に従ひまつるさまを歌つて、

山川もよりてつかふる神ながら

たぎつ河内に船出せずかも

と言へる如く、我が國では國民も國土も一になつて天皇に仕へまつるのである。國土は國民と生命を同じうし、我が國の道に育ま

れて、益々豊かに萬物を養ひ、共に大君に仕へ奉るのである。天皇の下に人と人、人と物とが一體となるところに、我が國民生活の特質がある。

四 我等の覺悟

我等の祖先は、かゝる心を以て國土自然に親しみ、その中に生活し、又それによつて大和心を養ひ、一家一郷一國が融和して皇國の發展に美しくも協力して來たのである。幾度自然の災禍に會するも、自然を恐れ、自然に威壓せられるが如きこともなく、災禍は却つて不撓不屈の心を鍛鍊する機會となり、更生の力を喚起し、一層國土との親しみを増し、それと一體の念をいよく、強くして來たのである。幾度かの國難に際しても、一家一郷一國を擧げてこれに當り、この國土を金甌無缺に守つて來たのが我等の祖先の遺した榮ある歴史である。我等は今や、この榮ある國土の將來を雙肩に擔つて立たうとしてゐる。我等は如何なる試煉を受けようと

も、この光輝ある國土を我等の手によつて一段と發展せしめ、以て祖先の遺風を顯彰するものとならねばならぬ。

第二課 我が郷土

一 我が郷土

我等が生れ、我等が育てられた郷土、其處には祖先代々の墳墓があり、近親が住み、幼友達をさなが居り、舊師が暮してをられる。我等が生れ故郷は、實に離れ難い地上の樂園である。西行は

柴の庵のしばし都へかへらしと

思はんだにもあはれなるべし

世の中を捨てて捨て得ぬ心地して

都離れぬ我が身なりけり

と懷郷の情を詠じてゐる。日々旅をすみかかすとすなどといつてゐた彼の芭蕉でさへ、故郷ぼん忘じ難く

故郷や臍ほその緒に泣く年の暮

と歌ひ、雲水行脚の旅にあつた良寛和尚も

草枕夜ごとに結ぶ宿りにも

むすぶは同じふるさとの夢



一茶終焉の土蔵

と歌つてゐる。故郷を呪つて旅から旅へと漂泊してゐた彼の一茶ですら、晩年には、「これがまあつひのすみかか雪五尺」と驚きながらも、その雪深い信州柏原に歸り住んで、そこで一生を終へてゐる。我が郷土に切々たる愛慕の情を持つは、人の本性である。

他郷に學ぶ學生は、歸省を唯一の楽しみとなし、功成り名遂げた者は、故郷に錦を飾るを理想とする。世に捨てられ、身をはかなむ

二 愛郷心

者の落着くところも亦故郷である。實に故郷はすべての人に温かき懐となり、強き人を柔らげ、弱きを強める至上の樂園である。人の心を鼓舞し、人の心を生れながらの潔白に導くものは我が郷土である。

郷土の人の心を惹きつけるのは、その地の自然が他の何れの土地よりも、風景の美に優れてゐるがためでもない。人情が特に他のそれよりも、醇美なるがためでもない。勿論、その他の利害の考から故郷に心を惹かれるのでもない。そこには、自然と人間と、過去と現在とを一つに融かした、何ともいへない、一種の魅力が存するためである。それは、我等の生みの親にも似てゐる。我等は子が親を思慕するが如く、愛せざるを得ざるが故に、心惹かれざるを得ないが故に、自然に、心から郷土を愛する。

三 愛郷心と祖國愛

愛郷心は小にしては部落から市町村に、中にしては道府縣に、大

にしては祖國愛にまで擴大するものである。他の市町村から見れば、我が市町村は我等が郷土であり、海外に渡つて見れば祖國は我等が郷土である。かの安倍仲麿が

天の原ふりさけ見れば春日なる

三笠の山に出でし月かも

と詠んだその心の中には、無限の郷土愛と祖國愛とが藏されてゐる。愛郷心と祖國愛とは、その心情を一にする。愛郷の念に強き者はまた、愛國心に富む者となる。それが榮ゆれば益、これを發展せしめようとし、若し又、少しでも衰へようとするれば、その復興に全力を注ぐ。この心こそ郷土を愛する心であり、又、祖國愛の精神である。郷土愛といひ、祖國愛といふも、共に我等がそれと生死運命を共にしようとする所に存する。外に、愛慕すべき郷土を失ふことは、同時に内に心靈の故郷を失ふこととなる。我等はあくまで

郷土を愛し、國土を護らねばならぬ。

我等を感化せる郷土の山河を愛し、氏神や先人の遺跡を護り、我等を抱きし親戚故舊に親しみ、郷土の傳統や文化を尊重し、その長所は益、培ひ、その短所はこれを改め、愈、これを善美ならしめようとするは、我等が郷土に對する當然の情であり、又、當然の務である。

### 第三課 社會と團體

我等は家にあつては親子、兄弟相睦び、學校にあつては學友、師弟相和し、村にあつては村民互に相倚り相助けて、共に親和し、共に勵みあつてゐる。我が家族の恥は我が恥であり、我が校友の名譽は我が名譽である。自分の同國人が何か功績を立つれば肩身が廣いし、自分の生れ故郷から犯罪者が出ると肩身が狭い。

我等がかく家人、學友、同郷人と苦樂を分かち、喜憂を共にするのは、

二 一時的な社會  
と永續的な社  
會

我等が心と心と相通じ、一體となつて生きてゐるからであり、お互の間に共通の心が働いてゐるからである。このやうに、人々相合して一體となり、共通の目的、共通の精神によつて結ばれてゐる時、かゝる人々の集ひを廣く社會と呼ぶ。だから、同じ心が通ひ、共通の精神が支配してゐないときは、如何に多數の者が同じ場所に集つてゐても社會ではない。本能のまゝに協同生活を營んでゐる蟻や蜂の生活は社會でないし、又、偶然に集つた街頭の織るが如き人通りや、電車の中の乗客の群はそのまゝではまだ社會ではない。社會には色々の種類がある。先づ時間的に見て僅かの間しか續かないものもあれば、ある目的を果すまで數時間、數日、數十日、或は數年の間續くものもあり、更に、數百年、數千年に亙つて綿々として絶ゆるところのないものもある。競技會や研究會などは、一時的な社會の例であり、家や國家は永續的な社會を代表する。そし

三 自然社會と人  
爲社會(團體)

て、このやうな社會の永續は全くこの社會を成り立たせてゐる共通の精神が、祖先から子々孫々へ、前代から後代へと相續されるからである。よしその成員は入れ替つても、共通の精神が傳へられてゐる限り、社會は個人の生死を超越して永遠に存續する。職員は入れ替り、生徒は次々に卒業して行つても、學校の校風と傳統的精神が一貫して受けつがれてゐる限り、その學校は長く一つの社會として存續する。我等の祖國日本は、天壤無窮の皇運を扶翼し奉り、君民一體、億兆一心、よく祖國日本の精華を發揮しようとする肇國以來の精神の傳はるによつて、永劫に存續し、發展する。又、社會には家や村や國のやうに、自然のうちに生じたものと、學校や會社や組合のやうに、ある目的の下に殊更に考へて作つた人爲的なものの別がある。前者を自然社會と呼び、後者を人爲社會と呼んでゐるが、又、後者を特に團體と名づけることもある。

自然社會の特色は、それが血縁や地域などの關係に基き、愛の感情によつてつながれ、又、その社會に屬するか否かが運命によつて定められてゐる點にある。我等は自由に、どの家にも、どの國にも生れ得るものでなく、又、一旦生れた以上、自由にその家、その國から離れることも出来ない。どんな家、どんな國に生れようと、この運命に甘んじ、家のため國のために盡さねばならぬ。幸にも我等は最も完全に組織せられた我が國の家庭に生れ、最も光輝ある皇國に生を享けた。我等は先づ、この光榮に感謝せねばならぬ。

かうして、運命によつて一つ家に生れ、一つ國土に生を享けた者が、祖先の遺風を承けついで心から愛しあひ、和合しあひ、更に之を後に來るものに傳へて行くのが、自然社會のほんたうの姿である。之に對して團體の結合は、多くは各人個々の、又は多數の人々の興味又は利益に基いてゐる。一人で肥料を買ふよりも、皆が集つ

四 多くの社會と  
最高の社會

て約束し、一緒になつて買った方が有利だといふところから、購買組合といふやうな團體が出来た如きは、その一例である。だから、團體は感情よりも理智に出發し、利害の打算に基き、同じ目的を有する者同志が契約によつて作った社會であるといふことが出来る。それ故に、團體は加入、脱退が自由であり、お互の約束によつて自由に作つたり、解消したりすることが出来る。

かやうに、社會の種類は數限りなく多いが、それ等は總て國家といふ最高の社會に統一せられ、之に従屬してゐる。各種の社會は、それぐ、一定の目的と生活形式を有し、相互に關係しながら、しかも、それ等に共通な最後の目的は國家の隆昌と國運の進展とにある。恰も全體と部分との關係に於て、部分が全體の爲に存する如く、各般の社會生活は國家といふ全體生活の一部として、共に、國家の目的をその最終最高の目的としなければならぬ。

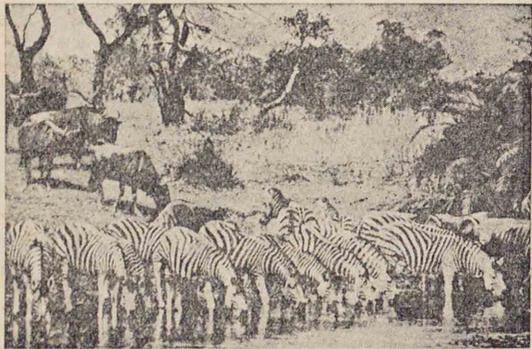
我等は祖國日本といふ最高の社會に屬し、その一員として生きる運命と名譽と、そして責任とを持つものであるが、更に部分的な多くの社會に屬し、多様な生活を營んでゐる。我等は自然社會としての家族、村郷土の一員であり、又、團體としての組合、研究會、會社等、種々のものに屬してゐる。我等はそれらの社會の性質、目的をよく理解し、之に合した生活を營むと共に、これと國家との關係を明かに辨へ、それ等が共に最高の目的たる國家の存續發展に貢獻するやうに努め、かりにも之と矛盾するやうなことなきやうに心掛けねばならぬ。

第四課 協 同

一 動物の協力

蟻や蜂などの小動物が、互に協力して生存を全うしてゐることは周知の事實で、かのシベリヤの野馬のやうな強い動物でも、協同

二 協同とその眞義



水邊に群がる馬

生活を營んでゐる。野馬が群をなして居る間は、狼でも、熊でも、又は獅子と雖も、一匹の馬をも生捕ることは出来ないといふことである。又、鳥類が列をなして移住する有様は我等がよく見るところで、彼等の間にも互助が行はれ、幾多の興味深い話がある。協力は天地の理法であつて、この理法から離れて、生物は一日たりとも生活することは出来ない。協同とは社會の成員が、共同の目的を果すために心をあはせ、力をあはせることである。前課で明かにしたやうに、我等は多くの社會に参加し、多くの團體の一員として生活してゐるが、かゝる社會生活は、成員が互に扶けあひ勵ましあひ、心と力を一つにするので

なければ、到底存續し發展することを得ない。

協同の眞の意味は、その社會に傳へられてをる根本精神をよりよく繼承し、より高く發展させるために力を合せるにある。團體の生活にあつても、その團體の持つてゐる使命より大きい社會に對して、その團體が果すべき使命を、より完全に果すための協力こそ眞の協力である。世には、協同協力を以て個人の利益の爲のものとして解し、少しでも自分の分け前を多くするために、他人と力を合せるのであると考へてゐる者が少なくないが、之は未だ眞の協同ではない。眞の協同は、個人の利害を超越した高く大きな使命や理想を實現する爲に、人々が己れを虚しうして互に奉仕しあひ、献身しあふところにある。同じ學問に志す人々が、相依り相扶け、力を一にして眞理の發見の爲に協力し、同じ信仰に生きる人々が、その信仰を廣め、それによつて世を濟ふために協力するが如きがそれ

である。

又、正善な目的の實現の爲ではなくて、誰か一人の言つた事考へたことに、附和雷同して騒いだり、多數の力を恃んで團體の我意を押し通さうとするやうなのは、協同に似てその實、非なるもので、最も忌むべき態度である。我等は他から同意や協力を求められたやうな際には、理非如何をよく考へ、苟も附和雷同することなく、多數の勢力を悪用しようとする如き輩は、斷乎としてこれを斥けるだけの用意を持たなければならぬ。

### 三 協同と分業

協同の生活は、多くの場合分業の形をとる。社會團體の使命を果すためには、各人はたゞ單に力を合せるだけでなく、各、その長ずるところに従つて持場を定め、その持場々々にあつて、十分に自己の才能を發揮し、それによつて、全體の能力を高めなければならぬ。團體競技の際に、チームの各メンバーがそれ／＼の持場を守

り、各、全力を盡すことによつて、始めてチーム全體の活躍が出来るやうに、すべて協同は分業によつて始めてその効果を發揮し得るものである。そして、このやうな分業の生活を完全に果すことによつて、人はその社會全體の爲に最もよく貢獻することが出来る。我々が小さな分業の細根となり、枝葉となつて十分に働き、やがてすべての細根、すべての枝葉が十分に伸び、完全に働く時に、始めて國家社會の大樹は亭々として天を摩するに至るであらう。

### 第五課 和

#### 一 協同生活と和

我等が協同して一體の社會生活を營んで行くには、様々の障礙が起つて来る。中にも、最も著しいものは我等の心に萌しがちな我儘や利己心などの、内心の障礙である。自然の愛に充ちた親子の間でさへ、時に不和軋轢の風波が起り、親しかるべき兄弟姉妹の

#### 二 和の心

間にさへ喧嘩口論が起る事がある。況や多くの人々が相倚つて營む社會生活團體生活では、醜い不和や争鬪が醸されがちである。このやうな障礙を克服して、眞に美はしい社會生活を實現するには、お互が常に戒めあつて心の修養を積み重ねばならない。眞の協同生活は決して自然に出来るものではなく、不斷の修養によつて次第に築き上げられる。親子兄弟の間柄でも、たゞ自然の情にのみ委ねてゐたのでは、眞に圓滿な家庭生活は成り立たない。かゝる修養のうちで、最も大切なものは和の心である。聖徳太子は、十七條憲法の第一條に於て、和ヲ以テ貴シトナシと仰せられて、和を國家の爲政者及び國民の第一の心得として示されてゐる。又、今上天皇陛下御即位式の勅語中にも、愈民心ノ和會ヲ致シと仰せられてゐる。實に「和」の一字は、人間の協同生活の楔であつて、和を缺いては、如何なる事業も如何なる活動も之を完うすることは

出来ない。

今日の社會には、色々の不和がある。個人と個人との間に夥しい不和が醸され、忌はしい争や反目を生じてゐることは、毎日の新聞を見ても分る。更に、個人相互の不和だけでなく、團體と團體、黨派と黨派などの間にも、忌はしい不和反目が絶えない。是等はすべて個人及び團體が自己の利益を主張し、自己の希望を充たすに急であつて、互に他をいつくしみ、他と和合しようとする心持を失つてゐる結果である。

### 三 愛と敬

和は愛に基く。親子の和は親子相互の愛に基き、國民の和は同胞愛に基く。けれども、和は單なる愛情のみでは成り立たない。愛は屢、親子の間に見られるやうに溺愛となり、却つて我儘を募らせる事すらある。又、互に愛しあひ、親しみあふ心持は、動もすると親しきに狎れて上下長幼の別を無視し、無遠慮になりすぎて、却つ

てそれが不和の基となることさへ少くない。このやうな危険を防ぎ、親愛の情と相並び、相俟つてよく眞の和を實現せしむるは敬である。

「親しき仲にも禮儀あり」といふ諺があるが、之は親愛の中にも恭敬の心の存すべきを説いたものである。人間自然の愛情が、この他人の人格及びその事業を尊重し、尊敬し行く態度と合一するとき、そこに始めてまことの和の生活が成り立つ。又、人は動もすると、自分だけの立場ですべてを律しようとする。自分一個の狭い利害や、狭い物の見方ですべてを推さうとすると、他人が自分の意のままに動いてくれないことに不平不満が起る。工場主と労働者の間に、忌はしい争が起る如きはそれである。お互が相手の立場を尊敬して互に譲りあひ、敬しあふことによつて、始めて人々は争を轉じて睦びとし、反目を轉じて和合となすことが出来る。

## 四 和と妥協

然し、和合は單なる妥協ではない。自己の信ずるところを放棄し、自己の主張を枉げて、女々しく他人に迎合し、追従するのは和に似て非なるものである。自己の信念に従つて、正々堂々と意見を開陳し、意見の對立を來した場合には、互に論じあつて、その何れが正しいかを決定すべきである。運動競技に於て、相手との不和を避ける爲だといつて十分に實力を發揮せず、競争意識を鈍らせて故意に勝を譲るやうな者があつたならば、人は決してそれを和の精神の發露などとは思はないであらう。眞の和は、正々堂々として互に正しきを争ふ戦のうちに成り立つ和でなければならぬ。争ふべきは争ひ、正すべきは正し、争を通して一に歸する和でなければならぬ。争ひながら心の奥底、相睦び相敬ふ心の絆きずなにしつくりと結びついた和こそはまことに貴い。

このやうに單なる愛でなく、愛と敬とによつて和の心は成り、和

の心の働くところに始めて眞の協同は成る。和の心に支へられた協同生活、即ち和衷協同の生活こそ理想の社會である。我等が家の生活も、我等が學校の生活も、更に我等が國民生活も、すべてかかる和衷協同の生活でなければならぬ。

## 第六課 教 養

「あの人は教養が足りない」「そんな事は教養ある人士の爲すべき事ではない」といふやうに、教養といふことが立派な人の具備すべき一つの大きな要素として、世間一般に認められてゐる。教養とは、そもそも、如何なる事柄を指すのであらうか。

教養があるといふのは、先づ、世間百般の事に互つて廣い知識と理解とを持つてゐることを意味する。何事にも一通りの知識と理解とを持つてゐる人、音樂も解すれば、繪も分る、新しい科學上の

## 一 教養の第一義

知識も持つてゐるし、政治や經濟の事情にも明るい、といふやうに廣い知識と理解とを具へてゐることが教養の第一の意味である。之に反して、専門の事について如何に深い知識を持つてゐても、専門外の事になると何一つ知らないやうな人は、教養の足りない人とされる。如何に一技一能に秀でてゐても、例へば、歴史的に傳はつてゐる優れた繪畫彫刻を見てもその美しさが分らず、立派な音樂を聞いてもその趣きを解することが出来ないやうでは、決して教養のある人とはいへない。我等は自分の専門以外の學問藝術、政治、經濟、その他、百般の事についても一通りの正しい知識と理解力とを持ち、圓滿で調和のある人でありたい。それが、やがて職業を異にし、専門を異にする人々相互の和合の絆ともなり、人生を豊かに生きる道ともなる。廣い教養は人間相互の理解を助け、人の和を齎らすものである。我等が中學校で多方面の學習をなすの

## 二 教養の第二義

も亦、一つにはこのやうな趣旨の下に廣く豊かな教養を得んが爲である。

然し、廣く豊かで且調和的な知識理解といふことは、教養の全部ではない。教養のある人は、更にその坐作進退が適正典雅で公德を重んじ、禮儀を尙ふなど、他人に對する行動が一々節度に合してゐる。如何に學問が出来、知識が豊富であつても、街路を横斷するのに信號を無視したり、公園や汽車、電車の中などに平氣で紙屑を棄てたりするやうな人は、教養ある人とはいはれない。或は汽車、電車の乗車口で先を争つたり、集會の場所で濫りに私語したりする如き、何れも教養なき者の仕業である。このやうな行動はすべて他人に迷惑を及ぼし、他人に不快の感を抱かせ、世間から野卑な行、心なき業として爪弾される。無教養は野卑であり、教養は典雅である。

## 三 教養の第三義

更に第三に、教養ある人は、事を判断するに穩健であり、事を行ふに沈着である。前後の分別もなく、輕々しく判断し、或は輕舉妄動する如きは、教養の足りない證據である。相手の一寸した言動に直ちに激昂したり、相手の眞意を十分確かめないうで、勝手に判断して人を怨んだり、單なる噂や風評を眞に受けて他人を罵倒したりするが如きも、教養なき仕業であるし、又、突然起つた災害や事故に色を失つて狼狽し、爲に却つて災禍を大ならしめ、他人に迷惑を及ぼすが如きも、教養なき仕業である。大正十二年の關東大震災の時など、妄りに流言蜚語を信じて輕舉妄動し、徒に混亂を大きくして人を苦しめた者も少くなかつた。かくの如きは、教養ある大國民の態度ではない。如何なる事變に際會しても、沈着、冷靜、判断を誤らず、行動を誤らないのが教養ある人の態度である。

## 四 教養と和

このやうに、教養の内容は多岐であるが、何れも和の生活を實現する上に缺くべからざる要件である。廣く豊かな知識と理解、典雅、適正なる坐作進退、沈着、冷靜なる判断と行動、是等を具備した教養ある人にして、始めてよく完全な社會生活を營み、始めてよく他と和し、他と協同することが出来る。我等も亦、不斷の修養によつて、かゝる教養ある人とならなければならぬ。近代人の複雑な生活に於ては、特に教養の必要が痛感される。教養は實に和を實現する爲の武器であり、人生を和樂平安ならしめる資源である。

## 第七課 秩序

## 一 宇宙の秩序

世の中の事物、一として一定の秩序を有しないものはない。日、東より出でて西に没し、月、盈つれば虧け、虧くれば盈つるは日月運行の序であり、春夏秋冬つきく、に來るは、四季循環の序であり、春花を開き、秋、實を結び、雁の秋來り、春去り、燕の春來り、秋去るは動植

物生活の序である。かやうに、大は日月星辰の運行より、小は一草一木の生育に至るまで、各一定の秩序あるが故に、宇宙間の森羅万象各、その所を得、それ／＼一定の活動を持続することが出来るのである。

我等の日常生活に於ても、一定の秩序が必要であり、一定の規律を守るべきは既に學んだ所である。更に、社會の協同生活に於ては、一層秩序が必要となる。父慈に、子孝に、長幼序あるは家庭の秩序であり、一村一郷、一定の規約に基いて隣保相扶くるは、郷黨の秩序であり、君臣の分明かに、行政立法司法軍事外交等の諸機關が秩序正しく整ひ、國憲國法の命ずる所に従つて活動するは、國民生活の秩序である。そして、社會の各員がそれ等の秩序を守ることによつて、始めて社會は健全に發達し、各員は安らかに生活し得る。

秩序は大凡、之を二種に大別することが出来る。その一は、事物

## 二種の秩序

三 秩序ある生活  
特色一

に自らそなはり、事物が自ら之に従ふ秩序であり、他は我等が努力して之に従はねばならぬ秩序である。日月の運行や、動植物生育の秩序は、これ等の事物に自然に具はれる秩序であり、いつでも之に従はないといふことはない。然るに、我等の個人として日常守るべき生活上の規律や、社會の協同生活に於ける秩序は、欲すると否とにかゝらず、従はねばならぬ秩序であり、従はうと心掛けないがらも、尙時に之に背くことのある秩序である。然らば、我等は何故に是等の秩序に従はねばならぬのであらうか。

第一に、秩序ある生活は、自己の本分を盡す爲に必要である。人はその智能・健康等の度に應じ、社會に於て一定の業務に服し、自己の本分を盡さねばならぬ。そして、このことは、社會の各員がそれぞれ適當の位置に就き、一定の規約の下に活動する時にのみ行はれる。總て社會は分業の社會である。分業が秩序正しく行はれ

特色 二

るとき、我等は始めて、自己に適する業務に安んじて従事することが出来る。

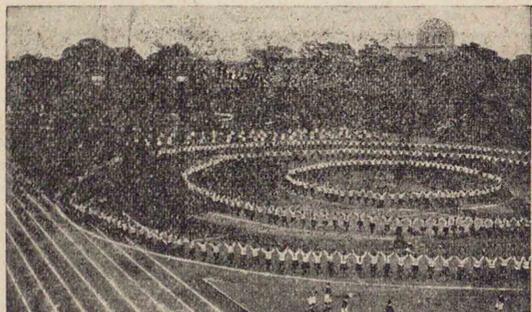
第二に、秩序ある生活は、社會そのものの發達に必要なものである。社會の各員が、各、その所を得て自己の本分を盡す時、始めて各員間の協調は保たれ、社會は全體として健全に發達する。例へば、呼吸循環消化等の諸器官の活動が、秩序正しく行はれるとき、身體の健康が保たるゝ如く、社會の各員が、自己の能力に應じて、秩序正しく活動する社會は健全な社會であり、幸福な社會である。若し、不幸にして、唯の一員でもその所を得ないか、又は、故意に秩序を破るときは、それだけ社會の統制は亂れざるを得ない。

第三に、秩序は又活動の能率を高める。起居動作等に於て、規律ある生活が個人の活動力を増し、又、團體競技に於て各選手が適當の位置に就き、よく秩序を守つて統制ある行動をするとき、よく勝

特色 三

特色 四

四 秩序と我等



利の榮冠を得る如く、社會生活に於ても、人々その所を得、一定の規約の下に活動する社會は、最も能率の高い社會である。

最後に秩序ある生活は、調和の生活である。五風十雨、四時行はれ、百物生ずる自然界の秩序は、偉大な調和としてそゞろに神の攝理の尊さを思はしめる。秩序正しく行はるゝ團體競技は、一種の美感をすら與へる。同様に秩序正しく統制せられた社會は、調和のとれた美はしい理想の社會であり、地上の樂園である。

我等は時計の針が秩序正しく進まぬことをすらす、不愉快に感じ直ちに之を修繕するであらう。秩序を守らない人は、くるつた時計の針のやうなものであり、社會から排斥

せられるのは、當然のことといはねばならぬ。秩序を守らうとするものは、先づ自己の生活の秩序を守ることから出發して、家の秩序を守り、學校の秩序を守り、更に進んでは社會及び國家の秩序を遵奉し、而も進んで、心から之を守るやう、絶えず心掛けねばならぬ。

### 第八課 正義

#### 一 秩序と正義

社會生活を營む上に、秩序の大切であることは前課で明かにしたところであるが、この秩序を眞に維持する爲には、社會の各員が、かゝる社會の秩序を以て社會生活を營む以上、當然之に服すべきものなること、及びそれが成員相互にとつて公平妥當であり、偏したところのない規矩であることをよく理解し、之に基いて自らを抑制し、自らの分を守つて、この秩序に服する態度を有することが、何よりも必要である。

#### 二 正義の意義

人間相互の社會生活に於て、例へば、他人の生命、財産、名譽等を侵さざること、契約を履行し、他より受けた恩に報いることの如きは、何れも社會生活を律する公平妥當の規矩である。是等の規矩にたゞ盲従したり、屈従したりするのではなく、それが人間相互の公正な關係を保つ上に必要なものであることを理解して、之に服することが即ち正義である。

正義はこのやうに、人間相互の公平妥當な關係といふことを主眼として成り立つ徳であるから、正義の世界は合理的であり、嚴格であり、又何となく冷やかである。それは、人の國家生活、社會生活の本義を、理の方面から見たものである。然るに、同じ生活を情の方面より見る時には、愛となり、同情となり、和となり、敬となる。愛や同情は、社會生活を支へる情の柱である。しかもこの理と情の二者は、その何れを缺いてもならないものであり、互に表裏をなし

て始めて立派な社會生活は成り立つので、古くから言はれてゐる「義理と人情は大凡之に當る。」

情の柱だけに頼つてゐては、社會全體の公正妥當な調和は保證されない。情は屢主觀に偏し、一局部に偏し、客觀的であり得ない憾みがある。「情に絆はだされて」といふのはこれを指すものであつて、親子の情に絆されて、我が子の非行を故意に隠蔽したり、親友の情に絆されて友の非行を見逃すが如き、その類ひである。かゝる人情の自然に發する傾向を是正して、情の働きを公正妥當なものたらしむるは、正義の念である。私情に拘泥することなく、嚴正公平に判斷し、社會全體の大局から見て妥當にして、偏せず、執せざる中正の道を指示し、且之に服従するところに、正義は働く。

正義は個人相互の間に必要であるのみならず、又、團體相互、社會相互の間にも必要であり、更に、國家相互の間にも必要である。自

四 團體間の正義  
と國際正義

己の屬する團體を愛し、その利益や優越を欲するの餘り、他の團體の正當な權利を無視したり、他の團體を傷つくるが如きは、團體としての正義を缺いてゐる所業である。諸種の競技や對校試合などで、時に自己の團體を愛するの餘り、相手を妨害し、又は、不正な行爲によつて勝利を貪るが如きは、その著しい例である。國家相互の間にあつても同様で、我等の祖國を愛するの至情は、決して不當に他國の權利を侵害し、不正な手段によつて祖國の利益や優越を貪る如きものであつてはならない。あくまでも正々堂々、中外ニ施シテ悖ラざる天地の公道によつて、他の國家と相對し、相交るべきである。そして、この國際正義の精神こそは、我が祖國日本が數千年來、堅持し來つた對外關係の根本精神であり、我が祖國日本の國際生活の信條である。

## 第九課 責任

## 一 責任

幼い子供を、必ず歩くといふ約束の下に、外へ連れ出ても、少し疲れると直ぐに歩けないといふ。何故歩くといつたかと、責任を問うても、子供は責任など少しも感じてゐない。それは子供はまだ、一人前の人間になつてゐないからである。一人前の人間ならば、責任が負へなければならぬし、又、負はなくてはならない。さうでなくては、人と共に生活し、人と共に仕事をすることはできない。然し、大きくなつても、責任感のうすい、責任の負へない者がある。例へば、親兄弟の戒も聴かないで、勝手な振舞をしながら、いよく困ると憐みを求め、助を乞ふやうな者がそれで、かゝる人は、その道徳的發達の點からいふと、前の子供と大差はない。

## 二 自由と責任

人は自由に行動したいと欲するものであるが、苟も自由に行動

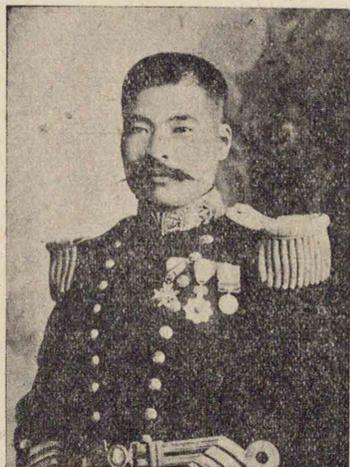
したいと望むからには、それだけの責任が負へなくてはならない。若し、責任が負へなければ、自由を要求する資格はない。近時一部の中學生には、家庭に於ても、學校に於ても、自由な行動を要求するものがある。この要求は場合によつては必ずしも悪いものではないが、然し、自由に伴ふ責任の負へるものの少いのは遺憾である。自由を要求しても、責任が負へなくては、幼い子供と異らない。義務と責任の伴はない自由の要求は、片手落である。

## 三 人道の勇士

責任感の強い人は、苟も自分の爲すべきことと信じた以上、如何なる困難に出遇はうと、必ずその所信を貫かうとする。職責の爲には、上官をも誰何する歩哨、氣息もきれぐに進軍喇叭を吹奏したといはれる喇叭卒、ボートを下ろし、船客救護の任務を果して後、沈み行く船と共に泰然死に就く船長、いづれも死を賭して自己の本分を守り、天晴れ責任を果した人道の勇士である。「杉野はいづ

こといつて、三度船中を巡視した軍神廣瀬中佐の最後は、何といふかうぐしきであらう。我が國民は、由來責任感の強い國民である。「武士に二言なし」といつて、武士は刀にかけても、自己の一言を

死守するだけの覺悟を持つてゐた。



廣 瀬 中 佐

責任感の強い船長の下には、安心して萬里の大洋を航行するこゝとが出来、責任感の強い友人や故舊には、安心して一身上の大事をも託することが出来る。之に反し、自ら爲すべきことを爲さなかつたり、爲してもその責を負はなかつたりするものは、頼むに足りない。頼むに足りない人とは、協同の生活は出来ない。互に信頼し得てこそ、始めて道徳的な社會は成り立つのである。

## 四 責任感と社會

## 五 責任の回避

他人との協同作業に於て、動もすると獨り易きに就き、善い結果は自分の力によるものの如く説きながら、結果が面白くないと、責任を他に轉嫁するものがあるが、かやうな人は、取るに足らない卑劣な人間である。まして、報酬の多少によつて仕事に手加減を加へるが如きは最も賤しい。責任を負ひ得る力の大小は、その人格の高下を測る尺度であつて、責任を回避する人間に、立派なものはないといつても過言ではない。

責任を以て爲すべき事柄は、眼前に充ち満ちてゐる。必ずしも、之を遠きに求める必要はない。宿題を定められた期日に提出するの、結んだ約束を果すの、責任ある行爲である。或は人の信頼を裏切らないことも、恩義を蒙つて之を忘れないことも、一種の責任ある行爲といふことが出来る。要するに、これこそ自分の爲すべき仕事であると信じた以上、困難に屈せず、利害に迷はず、あく

## 六 責任感の養成

まで之を實行し、幸に善き結果を得れば、益、勵み、惡しき結果に對する非難は、甘んじて受けるといふ態度が必要である。かくして、絶えず修養を積んだら、責任感は漸次養成せられ、責任に對する自覺は、次第に加はり行くであらう。

## 第十課 職 業

## 一 協同生活と職 業

我等は學校教育を卒へた後、それ〴〵一定の職業に就く。職業とは我々が國家・社會の一員として、自己の分に應じ、自己に適した方面の活動を分擔し、之によつて和合協同の實を擧げ、國家・社會の發展に分與することである。それ故に、職業を持たない人は、國家・社會の全體生活において仕事の分け前を持たない人であり、他人の世話になり、他人の恩惠を受けてはゐるが、自分からこの恩返しをしてゐない人である。職業に従事して、忠實にその業に専念し

## 二 職業には貴賤の別はない

精勵することは、實に我々國民としての義務であり、責任である。

昔は職業に就くことを賤しみ、職業を持たないことを誇りとする時代もあつた。或は職業そのものに貴賤の差別をつけ、職業如何によつてその人の價值までも決めるやうな風習もあつた。然し、是等は何れも誤つてゐる。何れの職業も國家・社會の發展に缺くことの出来ないものである以上、そこに上下貴賤の別の立てやうはない。又、人はすべて何等かの職業に就き、之によつて國民としてのつとめを果すべきであり、人の價值は如何なる職業に就いてゐるかといふことよりも、寧ろどれだけ忠實に自己の職業に精勵してゐるかによつて決まるのである。

又、世には職業を以て一身一家を利し、一身一家の生計を保つ手段とのみ考へてゐるものが多いが、之も誤つてゐる。勿論、我々は職業に従事することによつて利益を生み、報酬を受け、之によつて

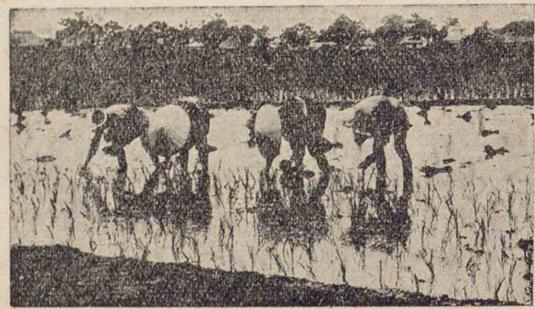
## 三 職業は私事ではなく公事である

一身一家の生活を支へて行く。然し、このやうな利益や報酬は、我が自己の職業に精勵し、國家社會の活動の一部を分擔したことに對する報いとして與へられたものである。我々は國家社會に奉仕したその報いとして、國家社會から我が一身一家の生活を保證してもらふのである。職業の本義は奉仕であつて、利益ではない。公事であつて、私事ではない。

更に又、世には職業を以て生計を維持する爲に止むを得ず従事するもので、人生の目的は職業以外、別にあると考へてゐるものも尠くないが、之も亦誤りである。我々が自己の天分に最もふさはしい職業に従事し、身も心も之に打ちこむ時、それこそ最も價值ある生活である。科學者が學問の研究に没頭し、教育者が子弟の教育に一生を捧げ、農夫が農耕の業に精根をつくして行く姿はまことに尊い。我々は自己の職業において、自己の天分を十分に發揮

四 職業は人の本分である

し、自己の使命を完全に果す時にのみ、始めて眞に生き甲斐ある、俯仰天地に愧ぢざる人間生活を營んでゐるのである。



農 作 に 関 する 事

國民のすべてが各國家に必要な、それぞれの業務において自己の最善をつくし、孜孜としてその業にいそしむことが奉公の道であり、皇運扶翼の道である。そして、我等が今日學校にあつて學業にいそしむのも、要するに將來立派な職業人として生き甲斐ある生活を營み、自己の職業に於て、至誠奉公、皇運扶翼の道を完うすることの出来るだけの素地を養ひ、その準備を着々と

進めてゐるに外ならない。

明治天皇御製

國民の業にいそしむ世の中を  
見るにまされる樂はなし

第十一課 勤 勞

一 勤勞の精神

職業生活に最も必要なものは、勤勞の精神である。如何に自己の天分に合つた職業を選び、如何に國家社會の發展に役立たうとしても、その業に當つて勤勞の精神を缺き、たゞ氣の向いた間だけ働き、苦しくなれば直ぐに放棄するといふやうな態度で事に従ふならば、如何なる職業も無意味である。

二 職業には苦痛を伴ふ

如何なる職業にもそれ相應の苦痛が伴ひ、如何に自分の好きな仕事でも、それを仕上げるには茨の道を踏み越えねばならぬ。音樂の好きな人が、音樂家として立つのは何の苦しみもないやうに思はれるであらうが、實は咽喉が破れ、指頭から血が流れるやうな

三 勤勞の喜悅

苦しい練習を續け、不撓不屈の勤勞精神を以て一貫してこそ、始めて立派な音樂家となり、音樂の道によつて國家社會に一かどの奉公をすることも出来るのである。若し、面白い間だけ、之に従事し、苦しくなれば直ぐにやめるといふやうな事であれば、それは道樂であつて奉仕・獻身の職業生活ではない。

然し、職業生活、奉仕の生活に伴ふ苦痛は單なる苦痛ではない。我々が自分の不注意の爲に、怪我をして苦痛を感じるといふが如きは、謂はば不注意の罰であつて、その苦痛は之を忍ぶより外に道のないものであり、自業自得である。之に反して、職業生活に伴ふ苦痛は、回避しようと思へば回避することの出来る苦痛である。それは罰ではなくて、進んで求めた苦痛、覺悟の前の苦痛である。我々はこの苦痛に堪へ、この苦痛を征服することによつて、人としての責務を完うし、國民としての奉公を果さうと念願する。理想

に生き天職を完うしようとする内心の情熱に促されて、我々は進んでこの苦痛に直面し、勇敢に之と戦ふのである。そして之と戦ひ、之を克服するところに限りなき喜びを覚え、言ふべからざる満足を感じる。苦痛に直面し、一步々々之に打勝つことは、我々の動物性にとつては好ましくない事であつても、我々の靈性にとつては最大の喜びである。「苦しみの内なる喜び」「勤勞の喜び」を體得することの出来る人こそ、眞の人である。

このやうに、自分の好む仕事にすら苦痛が伴ひ、之を克服して始めて仕事は美はしい實を結ぶのであるが、我々は必ずしも常に自己の好む仕事にのみ當ることは出来ない。皇恩に浴し、國家・社會の恩恵に浴して生きてゐる者として、我々は時として己が好まざる仕事を託せられても、怡々として之を引受けなければならぬ。又、將來職業を選ぶ場合にも、四圍の事情によつて、必ずしも自分の

四 仕事の好惡を  
克服する勤勞  
精神

欲する職業に就き得るとは限らない。將來のみならず、現在の學校生活にあつても、我々は自分の好きな學科のみではなく、國家が必要と認めて我々に課してあるもの、の學科を、一様に萬遍なく學習しなければならぬ。このやうな時に當つて、我々の心掛くべきことは、自己の好惡を没却し、己れを虚しうして、その仕事に精進することである。さすれば、恐らく、當初嫌ひだと思つてゐた仕事にも意外の味ひと、働き甲斐を見出すに至るであらう。苦しんで見、働いて見、精根を打込んで見て、始めてその仕事の意義は分るものである。一片の勤勞も捧げないで、初めから之を回避するが如きは、所謂「食はず嫌ひ」であり、男子として卑怯な態度である。かうして、我々がそれ、己れの好む道に於て刻苦勉勵し、己れに課せられた業に於て、好惡を度外視して精勵し、そこに勤勞の喜びを體得する時、人生は深い愉悅の生活となるであらう。そして、

國民のすべてがこのやうな態度でその業にいそしみ、億兆一心の勤勞生活を營むところに、國運の隆昌、國威の發揚も始めて約束されるであらう。

明治天皇御製

思ふことつらぬかずしてやまぬこそ

大和をのこのこゝろなりけれ

### 第十二課 作業と能率

#### 一 作業

我等の活動の大部分は、遊戯と作業とである。遊戯は活動の爲に活動し、活動そのものの中に喜悅と満足とを求める自由な活動であるが、作業は一定の目的を有し、色々の障害を排して、目的を達しようとする活動である。作業には教室に於ける學習、家庭に於ける豫習、復習等の如き、精神の作業と、手工、園藝、掃除、家庭に於ける

#### 二 頭と手

手傳ひの如き、身體の作業とがある。

かやうに、作業は大體精神の作業と身體の作業に區分せられるが、然し、如何なる作業も、精神と身體との共働を要しないものはない。例へば、手工は身體の作業であるが、工作圖の作製には記憶力や推理力が必要であり、理科の學習は主として精神の作業であるが、その實驗には手指が機敏に動かねばならぬ。精神と身體、頭と手とがしつくりと融合し、思ふがまゝに手が動き、手の動きが精神に指圖せられてゐて、始めて作業は滞りなく進行し得る。だから、大なる畫家は繪筆の先で物を見、大彫刻家は鑿の尖端に於て考へるとすらいはれてゐる。唯、頭さへ養ひ、知識を得さへすれば、手は多く顧みるに足りないと考へるのは大きな偏見であり、しかも、多くの青年に共通な偏見である。現代の文明は、決して頭だけで成つたものでなく、頭の文明であると同時に又、手の文明である。

## 三 勤勞の習慣

作業の中、特に我等の注意すべきは身體の作業、中にも手の作業である。我が國民は、古來精神の作業を重んじ、身體の作業を賤しむ弊風があつた。けれども、既に學んだやうに、職業そのものには高下の差別なく、苟も全力をこめ、敬虔な心でなされる一切の勤勞はすべて神聖である。殊に身體の作業は、精神の作業よりは一層勤勞の習慣を養ふに適してゐる。學科の學習は、時には先生の教を受容れるに止まる場合もあるであらうが、身體の作業は自ら進んで活動し、自分で全責任を負ふのでなくては、一つとして成るものはない。この進んで全責任を負うて勤勞する習慣は、將來何れの職業に従事するにも、最も大切なことである。のみならず、この心を以て學問の研究に當るならば、各學科の學習も一層容易となり、興味も一段と加はり來るであらう。「自ら進んでやる、しかも全責任を以てやる」といふことは、一切の作業の精神であり、又、最も大

## 四 能率

切な道徳的修養の一つである。近頃、中學校の教科に、作業科及び實業科の加はつたのも、全くこの趣旨に外ならない。

作業は能率高く行はれねばならぬ。能率とは、一定の時間内に仕上げる仕事の割合であり、最少の時間と最少の勢力で以て、最良の仕事を最大に成すを能率が高いといふ。「能率増進」とは歐洲大戰後、各國民の間に於ける一大標語であつて、今や各國競うて、能率の増進にこれ努めてゐる。

## 五 能率増進の諸條件

能率増進の第一條件は、作業の目的を明かにし、且之に達する方法を熟知することである。その第二は、各人の勤勞と努力して倦まない習慣とであり、その第三は、多數の人の協力一致である。現代は分業の時代であり、同時に協同の時代である。各人が己れの長とする所に従つて、全作業の一部分を負擔し、その任務に最善を盡すと共に、他人の分擔に就いても十分の理解を有し、互に相侵す

ことなく、協同一致するとき、仕事の能率は最も高められる。その第四は、身體の健康である。健康な身體を有するものは、たゞに活力が充實してゐるのみでなく、愉快に活動し、多くの困難をも押切ることが出来る。健康は何時でも活力の資源であり、努力の湧き出づる泉である。その第五は、手先の練習である。前に言つたやうに、頭と手とが融合して一體となり、手が頭の命ずるまゝに機敏に動くとき、仕事は早く出来上り、しかも、手際がよい。鑿を持つとき、機械に觸れるとき、將筆を執るとき、手先の機敏に動くのは、どれほどの幸であらうぞ。

その他、睡眠、休養、榮養及び時間の利用等は、何れも作業と能率増進に對して重要な條件である。我等が既に學んだ學習の方法や、健康に對する心得や、勤勞、協同等の徳も、自ら能率増進の道になつてゐる。我等は更にこれ等の方法を活用し、これ等の徳を修め、我

等の活動を、一層能率高きものたらしむるやう努めねばならぬ。

### 第十三課 創造

#### 一 進歩と創造

人智の進歩、社會の發展、人類の向上は、一にかゝつて人の創造にある。筆の代りに萬年筆を、馬車の代りに電車や自動車を、帆船の代りに汽船や飛行船を考案したのは、何れも創造の賜である。その他、科學の發達、藝術品の創作、社會生活の向上、宗教上の新教義等、一として創造によらないものはない。創造のない所に進歩はなく、創造は一切の進歩の母である。

#### 二 生活と創造

このやうに、創造には有形なもの、無形なもの、單一なもの、複雑なもの等種々あり、又、その方面も科學や藝術のみに限られないで、政治、宗教、實業等あらゆる生活に存在するのであるから、我等は如何なる職業に従事するも、その生活に於て、必ず何等かの創造に参加

することができ。今上陛下は踐祚後朝見の御儀に於て賜はりたる勅語に、我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ」模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乗シ」と宣はせられたが、我等成長の後は、この國是に則つて、分相應の創造に志さねばならぬ。

凡そ創造に志すものは、先づその第一歩として、過去の文化に通じてゐなければならぬ。殊に、日本人として日本文化を創造發展させるには、肇國以來の國民精神・國民文化の傳統に深く通じてゐなければならぬ。さうでない、創造は唯一人よがりの價値なきものに終る。中學校に於て學ぶ諸學科は、過去の文化の概略である。我等は之を學習することによつて、過去の文化の概要に通ずることができ。今の我等は、創造への準備時代である。

創造しようとするものは、常に過去の文化に通曉するのみでな

### 三 過去の文化の學習

### 四 創造への志

く、又、進んで創造し得る力、即ち創造力を養はねばならない。創造力を養ふの第一の道は、創造へくくと志すにある。算術の問題を甲の方法で解いたら、更によりよき乙の方法を考案せよ。理科の問題を解くに、友が甲の方法を用ひたら、自分は更に優れた乙の方法を工夫せよ。その他、勉強運動・食事等の仕方に就いても、日に新たに、よりよき仕方へと工夫を凝らせよ。然らば、漸次に創造力が發達するであらう。同時に、又、優れた人々の優れた考へ方、優れた方法を研究し、その心事を十分に了得すべきである。理科を學んではニュートンの苦心を想ひ、名高い文藝上の作品を讀んでは、作家の精神に悟入するやう常に心掛くべきである。しかも、これは決して容易の業ではなく、絶えざる長年月の修鍊を要する。俳人芭蕉は、優れた古人の心を迎ふことによつて、絶えず自己の創造力を精鍊した。そして、古今を通じて何人の追従をも許さないほど

## 五 全心の集中

の傑作を残した。



芭蕉肖像

創造しようとするものは、かく創造に志し、卓越せる創造者を尊信して、その心事を了得せねばならぬが、いよく、創造に着手したら、全心を創造の一點に集中することが特に必要である。全心の集中こそ、實に創造の第一義であり、この一義を過つたら、終生創造は出来ない。永續不斷の集中からして、始めて眞の創造は生れる。絶えず全心を創造の一點に集中してゐたら、突如として一種のインスピレーションのやうに、創造への啓示が得られるものである。古來の偉大な發明、發見も、多くは皆かくの如くにして成つたものである。先人の道を進み、先人の心を悟り、全心を創造の一點に集中せよ。然らば、創造の端緒はおのづ

## 六 日本人と創造

から、我等の心に現れ来るであらう。

日本人は模倣の國民であつて、獨創の國民でないといふものもあるが、それは、一を見て他を知らざるの謬見である。即ち、我が國太古の時代に於ては、文化未だ開けざるが故に、三韓の文化を移入して開明の基礎を固め、その後つぎ、に支那や印度の文化を移入し、更に明治時代に至つては、西洋の文化を吸収し、一見外國文化の模倣をこれ事とする國民のやうに見えるが、然し、後進國の先進國を模倣するは、獨り我が國のみでない。羅馬は希臘を模倣し、佛國は羅馬を模倣し、獨逸は佛國を模倣した。我が國は諸外國の文化を模倣はしたが、それは單なる模倣ではなく、是等の文化を、我が國固有の精神に基いて、攝取醇化し、新しい文化を創造し來つたのである。我が國の家屋、庭園、文學、舞踊、繪畫、彫刻、演劇等は、皆我が國獨特のものであり、儒教や佛教に於ても、獨創の見地を開いたもの

も數多く、最近に於ては、世界に誇るべき科學上の大發見さへも見られる。日本人は模倣に巧みなると共に、又、創造の天稟をも有してゐる。この創造の天稟を培養して、東西の文化を融合せる日本獨特の文化を創造し、發展せしむるのが、我が國の使命の一つであり、この創造に參與するのは、我等の光榮ある任務である。

#### 第十四課 報恩と奉仕

##### 一 感謝の生活

我等の今日あるは、一に天地人間の至大の恩恵に基いてゐる。己れを虚しうし、慎み深い心で、一日の生活を反省して見よ。一粒の米にも天地自然の力を感じ、それに注がれた農夫の汗に感謝せざるを得ないであらう。夜を照す光には發明家の苦心を思ひ、教の書には先賢の恩をしのび、今日の一日の無事なりしことにも皇恩の厚きに感激し、父母の深き恵みに感謝の念を禁じ得ないであ

##### 二 報恩

らう。貝原益軒は、恩を感じると恩を忘るゝとは、これ君子小人の由つて分るゝ所なり。恩を知ると恩を知らざるとは、これ人と獸との由つて分るゝ所なり。と言つてゐるが、感謝の念は人にのみ存する心ばへであり、感謝報恩の生活は最も美はしい生活である。報恩とは、他から受けた恩恵に對する深い感激と感謝の念とから發した行爲である。報恩は感激と感謝とを動機とし、感激と感謝とは自ら報恩へと導き、その間に何等の打算的なものを容れる餘地はない。總て恩は報いざるを得ざるが故に報いるので、それは恰も水の低きに就くが如く、人情の自然の發動である。我等は父母の至愛に感じて、父母への孝養を思ひ、聖徳に感激して忠節に志し、孝ならざるを得ざるが故に孝を盡し、忠ならざるを得ざるが故に忠に勵む。それは、純なる情の自らなる發露であつて、若し、この純情から一步でも離れると、それだけ孝として、又、忠としての純

眞さを失はざるを得ない。實に感謝報恩の生活は、受くる者の働  
きと與ふる者の働きと、この二つの働きの感應から湧き出づる人  
間本然の生活である。忠孝といひ、友愛といひ、信義といふもの、何  
れも源を此處に發せざるはない。

報恩の生活は、やがて奉仕の生活である。若し報恩を以て直接  
恩を受けた相手に御恩返しをすることのみ考へるならば、それ  
はまだ狭い見方である。勿論、受けた恩は返さなければならぬ。  
然し、世には受けただけで直接に返すことの出来ない恩がある。  
海山よりも深く高い恩愛に育まれながら、若し不幸にして早く父  
母を喪つたならば、その恩は誰に返すべきか。自分の苦難を救ひ、  
又は自分の命を助けていたゝいた恩人にも、終に之といつて恩返  
しをする機會もなくして終ることが少くない。かゝる恩は、何れに  
向つて返すべきであるか。今は亡き舊師の恩、遠い祖先の恩、若し

## 三 報恩と奉仕

四 奉恩・奉仕は  
我が國體の精  
華

くは天地自然の恩、是等はそもく、何に向つて報ゆべきであるか。  
かく考へ來れば、我等は直接に報ずることの出来ない恩愛を無限  
にこの身に受けてゐる。この返し難い無限の恩を身に感ずる時、  
我等は之に報ずる道は廣く、國家社會の爲に、又、子孫後代の爲に己  
れを忘れて働き、又、施恩の要ある人に對して、心からなる扶助を捧  
げることの外に存しないことを悟るであらう。この心を以て國  
家社會の爲に、同胞隣人の爲に己れを忘れて働くのが、即ち奉仕で  
ある。だから、奉仕は間接の報恩であるともいひ得る。

我等の學業生活も職業生活も、將又人と交る上の一切の行爲も、  
すべてこの報恩と奉仕の衷情に發するものでなければならぬ。  
恩に報じようとの衷情より出づる時、我等の行爲は純眞無垢な  
るものとなり、一片の私情を交へず、一抹の雜念をも含まざる至純  
の奉仕生活となるであらう。我が國民生活を貫く根本的な生活

態度は、實に無限の愛を以て蒼生を愛撫し給ふ無窮の皇恩に感謝し奉り、この有難いと思ふ心を基として、皇恩に報い奉るべく誠心誠意、奉公の誠を竭すにある。感謝と報恩と奉仕の生活は、實に我が國民生活の基調である。我等は益、この美はしい國風を長養し、之を永久に傳へて行かなければならない。

### 第十五課 公益世務

#### 一 公益世務と職業

我等が勉學修徳の賜たる智能と徳器とを身に體して、報恩奉仕の生活を送らうとする時、先づ直接我等の生活の目當てとなるものは、公益ヲ廣メ世務ヲ開クことである。公益とは國家社會の共同の利益であり、世務とは國家社會に役立つ業務である。我々は自己の職業によつて公の利益を進め、公に役立つやうに努むべきもので、職業生活は先にも考へたやうに、奉公獻身の精神に基くべ

#### 二 すべての職業が公益世務に關してある

きものであるから、職業は直ちに、公益ヲ廣メ世務ヲ開クの道である。若し、公益に反し世務に悖る如き職業があつたならば、それは自分一個の利益のみから成り立つてゐる職業であつて、眞の意味の職業ではない。職業を以て私利私欲を充たす方便とのみ解し、その極、社會國家を害し、公益世務に反するやうな結果になるならば、如何にその職業に精勵しても有害無益であつて、却つて無爲にして無害なるに若かない。

職業には一見して公益に關することの明かなものと、さうでないものがある。官吏、教育者、醫師などの如きは、その業に忠實精勵であるか否とが、直ちに公益の上に影響して來るが、之に反して、農業や商業などは、たとへその業に怠慢であつても、その結果は、その人個人の生活の上に影響するだけで、廣く公益を害するやうには思はれない。然し、農業者が奉仕の精神に立つて少しでもよい

米を多く生産するやうに努め、研究工夫を積んで優れた農耕の方法を考案するならば、それは延いて國家社會の利益を増すことになり、之と反對に、例へば商人が事變に乗じて暴利を貪つたり、不正な商品を海外に輸出して國產品の名譽を傷つたりするならば、それは公益を害すること極めて甚しいものである。かく考へると、すべての職業が公益世務に關係してゐることが知られる。だから、如何なる職業に携はる人も、その職業を通じて公益世務を廣め開くことを念とすべきである。

このやうに、國家社會に必要な正しい職業に就き、之に精勵恪勤することは、そのまゝ、公益を廣め、世務を開くことになるのであるが、この職業生活の外にも、公益世務に努むべき事が多々ある。單に、自分の職業に精勵するだけでなく、例へば、學校、圖書館、慈善病院などの公益事業の設立建設の爲に、金錢、物資、勞力などを寄附する

三 職業外の公益世務

が如きは、如何なる職業の人も、職業とは別に爲すべき事である。

我々の同胞のうちにある多數の不幸の人々を救済する爲に、今日爲されつゝある事業は極めて多い。無料宿泊所、養老院、養育院、少年教護院、無料診療所、學校給食などその一例である。是等は廣く社會事業と呼ばれて居り、それ〴〵専門の職務として之に當つてゐる人があるのであるが、是等の事業は國民全體の責任に於て、すべての人の協力によつて爲さるべき性質のものであるから、我等は常に之を援助し促進するやうに心掛け、その爲に分相應の奉仕をしなければならない。



(院學野藏武立國)院護教年少

又、是等救済事業とは別に、むしろ積極的に、公益世務の増進を圖

る仕事であつて、職業を超越し、全國民、全社會人の協力を必要とするものもある。各種の研究施設の充實、航空事業の發達、國民教育事業の擴充など、皆それであつて、我等はかゝる事業の爲にも亦、能ふ限りの協力を致さなければならぬ。

かく職業の内と外とを問はず、常に世の爲、人の爲によかれかしと念じつゝ、勵み努むることは、やがて報恩奉仕の生活である。しかも、それが奉恩奉仕の生活である以上、それによつて名譽を求め、報酬を望み、他人の感謝を強要するが如き不純な態度など、固より毛頭介在してはならない。

### 第十六課 海外發展

#### 一 國家の繁榮と海外發展

國家の隆昌を致す道は色々あるが、國民が大いに海外に發展することもその重要な一つである。イギリスが今日の繁榮を來し

たのも、國民が盛んに海外に發展して、地球上の到るところに居住し、植民地を作つて、終に大英帝國の領土には日没がないといはれるまでになつたことが、最も大きな原因である。我が國民も古い時代には、海外に雄飛して盛んに活躍した事があり、海外發展の氣象に富んでゐた。然るに、徳川時代に至り、國民の海外渡航を禁止したために、この氣運は一時屏息し、維新後、渡航移住が自由となり、むしろ政府が盛んに之を獎勵しても、尙、海外發展の志を抱いて渡航する者は極めて僅少であるといふやうな状態にあつた。然るに、近時國民の海外的活動の漸くめざましくなり來つたことは、まことに喜ぶべき現象である。

我が國土は、世界に比類なき秀麗な國土である。けれども、面積は比較的狭く、加ふるに山嶽多く、農耕に適する土地は面積の割に甚しく少い。しかも、人口は急激に増加しつゝある。今や我が國

#### 二 人口問題と海外發展

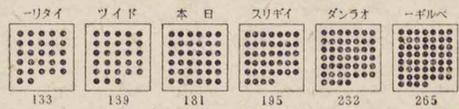
の人口は約一億、之を世界列國の人口に比しても、中華民國、英國、ソ  
ヴェエト聯邦、米國、フランスに次いで世界第六位、剩へ人口の増加

率は著しく高く、數に於て年々約百萬づつの増加を見つゝある。従つて、今日すでに人口の密度は、之を内地のみに就いて見れば、ベルギー、オランダ、英本國に次いで世界第四位、一方料につき百八十一人(昭和十年初)の割を示し、本國屬領を通じて

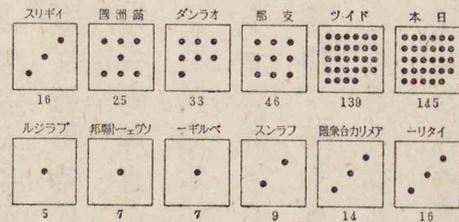
主要國の人口密度圖

點の一角に一人、對するに方格は數字

本國のみの比較



本國屬領を合せた比較



の密度に於ては、正に世界第一位である。

このやうに、我が國は國土の割に人口甚だ多く、しかも年々非常な勢で増加しつゝあるもので、之が當然の結果として、資源の開發や

我が國現時の海外移住の状況と將來

海外發展の必要を益、大ならしめる。我々は須らく國內にのみ跼踏せず、進んで海外に新天地を開拓して、國家の繁榮に努めなければならぬ。

現在我が國の在外者の状況を見ると、昭和十年に於て總數約六十九萬人、そのうちブラジル、滿洲國、ハワイ、北米合衆國、中華民國などが、最も在住者の多いところになつてゐる。是等の土地で、我が國民は各種の業務に携はつてゐるが、その大部分は農業移民である。そして、是等の在外邦人はそれ〴〵、着實に活動をしてをり、毎年在外邦人が内地に送金する金額も、約二千萬圓に達してゐる。然し、我々は今日の状態で満足してはならない。海外移住の數も、年々僅かに一萬乃至三萬足らずであつて、之を毎年の人口増加約百萬人に比ぶれば、甚しく僅少である。北米合衆國のやうに、新しい移民の入國を禁止してゐるところもあつて、自由な移民は困

難になりつゝあるが、一方には滿洲國のやうに、我が國と一體不二の間柄にあり、土地は廣く、資源は豊かに、しかも人口密度は我が内地の七分の一にも足りないで、我が國民を歓迎してゐる絶好の移住地も存するのであるから、今後我が國民は更に勇を鼓して、海外移住を盛んにしなければならぬ。

然しながら、國民の海外への移住發展は、數のみ徒に多くして、その移住者の質が悪いならば、却つて祖國の名を辱めることにならぬとも限らない。従つて、祖國の名を辱めないだけの立派な人格を持ち、海外にあつて大和魂を發揮し、日本人の眞價を世界中の人に知らせるに足るやうな人々が、盛んに海外に出づることが望ましい。在來の移住者のうちには、外國人の間にあつて好ましくない行動をしたり、外國人と品位を保つて相交ることの出来ない人などもないではなかつた。こんな事では、多少の富は作り得ても、

四 海外發展と移住者の品性

國威を海外に發揚することは愚か、却つて祖國を辱める事になる。海外に出づる者は、日本人の長所美點を遺憾なく發揮し、外國人をして我が國民性の美はしさに對し、自然に欽慕の情を抱かせるだけの覺悟と用意とを持たなければならぬ。日本人の海外發展は、そのまゝ直ちに大和魂の海外發展でなければならぬ。

第十七課 國 交

一 國交の發展

今日世界には、獨立の國家が大小實に七十餘箇國あり、是等の國家は丁度人と人とが相親しみつゝ生活してゐるやうに、互に相交りつゝ存立してゐる。昔、交通の不便な時代には、國と國との交際は狭い範圍に限られ、従つて、我が國も長い間たゞ隣國の朝鮮及び支那と交際するだけで、東洋の一角に殆ど孤獨の生活を續けてゐたが、明治維新、開國進取の方針が確立するに至り、始めて世界の國

## 國際關係の緊密化

國と廣く交際を結ぶやうになつた。

交通の不便な時代には、國家間の往來も稀であつたが、今や交通・通信機關の發達によつて、世界の距離は著しく短縮され、政治上にも、經濟上にも、又、學問、藝術、宗教、或はスポーツ等の上にも、國と國との間に密接不離の關係が生じ、例へば、アフリカの一小國で起つた一事件でも、直ちに全世界の國家生活に響いて來るやうになつた。かくて、一方では國と國とが互に助け合ひ、共存共榮の實大いに舉ると共に、他方では國と國との間に利害關係の衝突を來し、さまざまの問題を惹起し、感情の齟齬を來すことも、それだけ著しくなつて來た。

## 三 國交の目的

そこで、國と國との間に行はれる公の交際、即ち國交によつて一面には益、國家間の和合協力を促進し、他面には互に他國を尊敬しつゝ、諸般の係争をなるべく圓滿に平和の裡うちに解決する必要がある。

る。明治天皇が戊申詔書の冒頭に於て、方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス」と仰せ給へるは、國交の必要と國交の根本精神とを示し給へるものである。

## 四 我が國交の機關

今日世界各国は互に使節を派遣し、條約を締結し、又、屢、國際會議を開催する等、種々の方法によつて國交を厚くすることに努めてゐる。我が國でも、諸外國に大使館、公使館、領事館等の官署を置き、それら、特命全權大使、特命全權公使、總領事、領事等を派遣して、國交の事に當らしめてゐる。又、通商條約、航海條約、萬國郵便、電信條約、國際航空條約、その他各種の條約を各國と締結し、軍備縮小會議、通商會議など多くの國際會議にも關係して來てゐる。

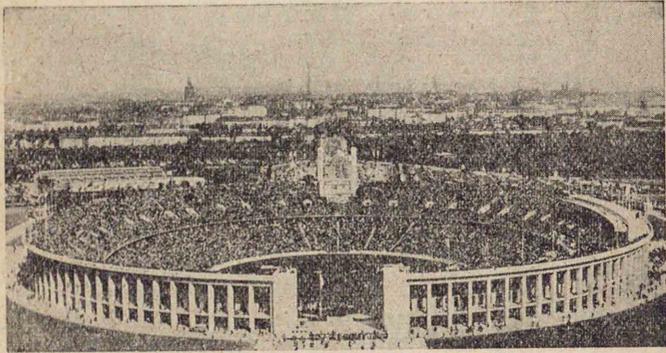
## 五 國交の要諦

國交の要諦は正義と親和にある。野心を満足させる爲に他國

を偽瞞したり、威壓したり、或は權謀術數を用ひ、策を弄して自國の利益のみを圖るが如きは、國際正義に反する。あくまでも正義に立脚し、苟も不正不義に陥ることなく、正々堂々、主張すべきは主張し、讓るべきは讓り、公明正大に交りをつゞけ、又、常に親和を旨とし、四海同胞の精神を以て事に臨むべきである。

然し、このやうな國交は公に派遣されてゐる外交官や、國內にあつて専ら國交の事に當つてゐる人々の力だけで出来るものではない。外交官が國際會議などで、我が國の公正妥當な要求を主張しても、若し、國民の支持がなかつたら、その要求を認めさせることは出来ない。このやうに、政治上、經濟上の折衝に於ては、國民全體が一つ心になつて、外交官の有力な背景となることが大切である。他面、我々は外國人に接する場合、常に親和協同の態度を以て之と交るやうに心掛けねばならない。道で出會つた旅の外國人に與

## 六 國民外交



昭和十一年十一月十日、東京大體育會場全景

へた一寸した親切が、どんなに外國人を感激させ、日本の國際間の信用を増すか分らない。その他、オリンピック競技、ラヂオの國際放送、各種の國際親善の爲の催しなどは、何れも國交の重要な機會であつて、我等はかゝる機會を捉へて、國際親善の實を擧げるやうに努めなければならぬ。國民のすべてが日本の國を代表するやうな心持で、正しく、且優しい心で、外國人と交ることが國交の根本である。このやうな國民銘銘の舉動や、私的な團體、色々の催し等による國と國との間の親しい交りや、又、國民一致しての外交官の支持などを國民外交と呼んでゐるが、かゝ

る國民外交は、今後益、その必要の度を加へるであらう。

### 第十八課 人類の福祉と國際協力

#### 一 同胞愛

凡そ愛とは、自己を棄て、他に一致するの謂である。自他合一、其間一點の間隙なくして始めて眞の愛情が起るのである。我々が花を愛するのは自分が花と一致するのである。月を愛するのは月に一致するのである。親が子となり子が親となり此處に始めて親子の愛情が起るのである。親が子となるが故に子の一利一害は己の利害の様に感ぜられ、子が親となるが故に親の一喜一憂は己の一喜一憂の如くに感ぜられるのである。我々が自己の私を棄てて純客觀的即ち無私となればなる程愛は大きくなり深くなる。親子夫婦の愛より朋友の愛に進み、朋友の愛より人類の愛にすゝむ。佛陀の愛は禽獸草木にまでも及んだのである。

(善の研究より)

かく、自他共通の精神の根源に還り、萬人合一の愛の極致に立つ時、一切他人の苦惱はやがて自分の苦惱であり、一切他人の喜びはやがて自己の喜びであつて、その間髪を容れない。其處には國境の區別もなく、人種の異同にも關らず、四海の内皆兄弟であり一切の衆生悉く我が同胞である。

#### 二 人類の恩人

古來身命を賭して、病氣の研究や看護に没頭した偉大な人々がある。或は貧民や不具者の教育に、一身を捧げた大教育家もある。國境を越え、異人種の間にあつて、肉親も及ばぬ情で不幸の人々を救つた宗教家もある。名譽の爲でなく、地位の爲でなく、況や一身の利害の爲でなく、唯一に同胞の苦惱を軽減しようといふ貴い精神、人類愛の貴い精神が發露して、かゝる氣高い事業となつたのである。又、我等が何時迄もこれ等の人々を尊敬し、これ等の人々に感謝する所以も、それが我々の生命の根本要求にふれた事實で

## 三 同胞愛の方法

あるからである。我等が直接その恩恵を受けてゐるとゐないに拘らず、彼等こそ我等の恩人である。我等はかゝる人々を想ふだけでも、感憤興起せざるを得ない。

人類同胞の愛に生きることが、必ずしも之を遠きに求め、特別の方法にまつ必要はない。近く自己の傍に、或は自己の内にも存してゐる。自國人たると他國人たるとを問はず、苦しめるものを心からいたはるのも、災害に悩むものの爲に、幾何かの義捐に應ずるのも、共にかゝる愛の發露である。「一夫耕さざれば天下其の飢を受け、一婦織らざれば天下其の寒を受く」の心を心として農耕に従ふならば、それは人類愛に生きることとなる。人々が各、その携はる所に従ひ、人類を愛する念、共存共榮の至情より、その本分を盡す時、それはやがて尊き人類愛の生活となるのである。

このやうに、人類愛の精神は人類の福祉を増進しようとする努

## 四 人類愛と國際協力

力となるのであるが、この努力はやがて又、人類福祉の増進の爲に國境を越えて協力する國際協力となる。個人々々が自分の職とする所によつて、人類の福祉に貢献するだけでなく、又、各種の事業團體が一國內で協力一致して、人類の福祉に努力するだけでなく、更に、國際的に協力して人類福祉の増進の爲に努めなければならぬ。今上天皇陛下は昭和三年十一月、御即位禮當日、下し賜へる勅語に於て、朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フと仰せられてゐる。かくの如き聖旨を奉戴して、我等國民は人類福祉の爲の國際協力に力を致すべきである。

今日世界には、人類福祉の増進と人類文化の向上を目的とした、國際協力團體が數多く組織されてゐる。戦時及び平時に於ける

## 五 國際協力の機關

救恤・救済を目的とする赤十字社の如き、労働者の福祉増進を目的とせる國際労働會議の如き、教育事業の振興發達を目的とせる世界聯合教育會の如き、或は自然科学・精神科學の各部内に於ける國際的な研究團體の如き皆それである。又、國內には國際文化振興會が組織され、國際間の文化交流、世界文化の進展、人類福祉の増進を目的とした各種の事業を行つてゐる。

是等の國際協力の機關は、今後益々擴大充實されるであらう。そして、人間生活のあらゆる部面に互つて、次第に世界中の人が仲よく手を握りあつて、全人類の福祉の爲に協力するやうになるであらう。かくてこそ、我々は人類の未來に輝やかしい光明を見出すことが出来るのである。



國際労働事務局

第十九課 國民精神作興に關する詔書(一)

一 國民精神作興に關する詔書  
下賜前の趨勢

大正の御代、かの世界大戰の影響を受けて、我が國の經濟界は未曾有の發展をなし、空前の好景氣を招來するに至つた。かくて、一時の富裕に心をゆるめた我が國民は、上下一般に奢侈安逸に流れ、質實剛健の精神を漸次に失ふ有様であつた。

然るに、大戰直後の異常なる經濟界の恐慌と激烈なる列國の經濟戰とは、明治維新當時にも増して、我が國情を多難ならしめたにもかゝらず、國民一般は尙安逸を貪り、嘗ての剛健な氣風と國難打破の氣概とは、影をひそめたかの状態でさへあつた。

加ふるに、かゝる民心の弛緩は同時に國民の思想の動搖を來し、或は外來の學說に誤られ、或は親和協調して、自他の幸福を圖らう

二 國民精神作興  
に關する詔書  
の渙發

とはしないので、却つて徒黨の力に訴へて、私の主張を貫かうとし、或は利益を見て正義を忘れる風が生ずるに至つた。

かゝる憂ふべき状態に際し、かの關東の大震災は忽然として起り、その憂ひを更に深めるに至つた。顧みるに、大正十二年九月一日午前十一時五十八分に襲つた強烈な地震と、それに伴つて生じた大火災とは人命を奪ふこと十萬人を超え、人家を焼失すること五十萬戸以上、國富を減ずること百億圓以上に及び、國民一般に與へた精神上の打撃も亦甚だ大なるものがあり、眞に一大國難といふべきであつた。

こゝに於てか、大正天皇には畏くも大正十二年十一月十日、國民精神作興に關する詔書を渙發せられ、この際國民の嚮<sup>むか</sup>ふべき所を指示し給うたのである。詔書の第一段には

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之

三 大詔の綱要  
(前段)

ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス

と仰せらる。謹んで按ずるに、この一段は聖旨の根本を示させたまへる所と拜し奉る。國家の興隆を冀はせたまふ大御心より、剛健なる國民精神を涵養し、振作して、國家興隆の本を固くすべきことを臣民に望ませたまへる聖慮、まことに恐懼の極みである。次いで

是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ

と宣へるは、剛健なる國民精神の涵養の基く所を示させたまへる

所と拜し奉る。「國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ」は教育に關する勅語のことを仰せられ、忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ」は、戊申詔書のことを仰せられたものと拜察せらる。即ち、剛健なる國民精神を涵養し振作する所以の道は、先帝明治天皇の國民に諭したまへる教育に關する勅語と戊申詔書とを遵奉する所に存することを明かにせられたるが、この一段の御旨と拜し奉る。更に朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

と仰せられたるは、大正天皇の御即位以來日となく夜となく先帝の御遺業を紹ぎて失はず、更に國家を統御したまふ大御業を盛んならしめんとし召し給へる御素志を明かにしたまひ、更に今次の非常時に處する道を示したまふ本詔書下賜の所以を宣へる所

と拜し奉らる。

## 第二十課 國民精神作興に關する詔書(二)

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ擧クルニ在ルノミ

この一段は、特に時弊を示させたまひ、國民精神の振作更張を要する非常の時期たるを、國民に諭させたまへる所と拜し奉る。即ち、學術の開け人智の進める反面に、風俗の上には浮華放縱の習を生じ、思想上には輕佻詭激の風を促した時弊を示させたまひ、この

四 大詔の綱要  
(後段)

際大いにこれらの弊風を革新すべきことを諭させたまふ。更に今次甚大なる災禍を受けたる文化を復興し、國力を盛んにするたために一層の努力を要する所以を明かにしたまふ。而して、畏くもかゝる非常の時期に際し、國民、先帝の聖訓即ち教育に關する勅語と戊申詔書の聖旨とを守つて、舉國一致上下協力して國民精神を振作し、時弊を釐革し、以て國運を伸張すべきを期待したまうたのである。

宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテカヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民

族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ

と宣へるは、先帝の御遺訓を奉體し、時弊を革むるの要綱を示したまへるものと拜し奉る。即ち、時弊に鑑みて特に質實剛健の氣風を養ひ、醇厚中正の精神を培ひ、人倫を明かにして忠孝の大道を體し、義勇奉公の大義を盡し、博愛共存の誼を篤くし、更に恭儉事に當り、勤敏業に勵み、一人一部分の利害に偏ることなく常に公益世務に竭して、以て國家の興隆と民族の安榮、社會の福祉とを貢獻すべき道を國民に諭させたまへるものと拜し奉る。

朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌、國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ、爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

と仰せられて、臣民の協翼を望ませたまふ聖旨畏しとも畏し。

かゝる大正天皇の聖詔を拜した當時の我が國民は恐懼措く所を知らず、深く聖旨のあらせらるゝ所を奉體して、浮華放縱を斥け

て質實剛健に趨き、輕佻詭激を矯めて醇厚中正に歸するやうに全力を盡し、剛健の大本にかへり、以て國本を固くし、天皇の大御心に對へ奉らうと勉め勵んだのであつた。

大詔は當時の内外の情勢に鑑みて國民にお下しになられたものではあるが、中にお諭しになつてゐる御教訓は、當時の國民のみならず我等が今日の時局に對する道であり、又、將來の我が國民の常に服膺すべき大道である。況や今日の我が内外の情勢は、我等の既に學べる如く詔書渙發の當時にもまして非常の時局である。我等も亦、一意聖旨を奉體して、智徳の竝進に努め、質實剛健の精神を以て勤敏業に服し、以て國家の興隆を期し得る國民とならねばならぬ。

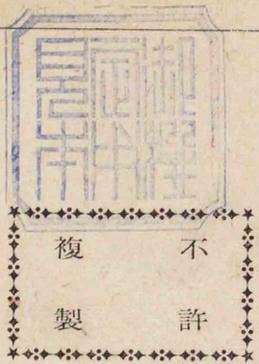
### 新定中等修身 卷三終

新定原修身

昭和十二年九月九日 印刷  
昭和十二年九月十五日 發行  
昭和十三年二月廿六日 修正再版印刷  
昭和十三年三月二日 修正再版發行

新定中等修身

定價  
卷一 卷二 卷三 卷四 卷五  
四十九錢 三十九錢 四十三錢 四十五錢



著者 篠原 助市  
著者 檜 崎 淺 太 郎  
發行者 株式會社 三省堂  
代表者 龜井 豐 治  
印刷者 株式會社 三省堂蒲田工場  
代表者 喜多見 昇

發行所

(東京市神田區神保町一ノ一)  
振替口座 東京三一五五五  
(大阪市西區阿波座下通二ノ六)

株式會社 三省堂  
株式會社 三省堂大阪支店

